

# 「愛老園」介護老人福祉施設重要事項説明書

＜ 令和6年4月1日 現在 ＞

## 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0270-23-2277 FAX 0270-23-2092

担当 生活相談員 富田 和彦 (午前8時30分～午後5時30分)  
介護支援専門員 小暮 勝

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. 特別養護老人ホーム愛老園の概要

### (1) 提供できるサービスの種類

事業所名	特別養護老人ホーム愛老園
所在地	群馬県伊勢崎市太田町686
介護保険指定番号	1070400047 (介護老人福祉施設)

### (2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事 社会福祉施設士	1名(1)	名( )	職員を監督し、事業所の運営管理に当たる	1名(1)
医師		名( )	1名(1)	利用者の健康管理および診療にあたる	1名(1)
生活相談員	社会福祉主事 介護支援専門員	1名( )	名( )	ケアワーカーの指導及び利用者の心身の状況と家族の相談に応じる	1名( )
機能訓練指導員	看護師	1名( )	名( )	必要な機能の改善又はその減退を防止する(兼務)	1名( )
介護支援専門員	社会福祉主事 介護支援専門員	1名(1)	名( )	施設サービス計画を作成する(兼務)	1名(1)
事務職員	簿記検定 2級、3級	2名(1)	名( )	事業所の庶務及び経理の事務にあたる	2名(1)
看護・介護職員	看護師	3名(1)	名( )	医師の診療補助、利用者の看護、施設の保健衛生業務にあたる	3名(1)
	介護職員	25名(11)	名( )	日常生活の介護・相談および援助にあたる	25名(3)
	内介護福祉士	名( )			

( ) 内は男性再掲

### (3) 同施設の設備の概要

定員	70名	静養室	1室	2床
居室	4人部屋	12室 (1室33㎡)	医務室	2室
	2人部屋	4室 (1室16.5㎡)	食堂	4室
		6室 (1室30.0㎡)		
1人部屋	12室 (1室15.0㎡)	機能訓練室	1室	
浴室	一般浴槽と特殊浴槽と自立浴槽があります。	和室	1室	
		談話室	1室	

## 3. サービス内容

### ① 施設サービス計画の立案

施設入所された一人一人の入所者に対して、施設サービス計画を作成し、それに沿って介護サービスが提供されます。

原則として、6ヶ月に1回の見直しを行い、必要に応じて随時変更いたします。

計画の立案・変更時は、ご本人とご家族の方に承諾を得ることとなります。

### ② 食事

栄養士の管理に基づく献立表により、入所者の状態に応じた調理方法（普通食・キザミ食・ミキサー食・流動食）で嗜好を考慮した食事を提供いたします。

### ③ 入浴

入浴時間は、午後1：30から4：00に行います。

入浴前に看護師が体温測定を行いますが、状態によっては入浴を中止し、清拭で代替えることがあります。又、身体の状態に応じ、一般浴槽・特殊浴槽・自立浴槽での入浴をい

たします。

④ 介護

定時及び随時の排泄介助とおむつ交換を行います。食事・水分摂取は、入所者の状態に応じて行い、口腔ケアも実施しております。ベッドからの離床及び車椅子からベッドへの着床も行います。介護は、入所者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて適切な技術をもって提供いたします。

⑤ 機能訓練

入所者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活状態の改善、又は維持のため、機能訓練指導員が訓練を行います。

⑥ 生活相談

必要に応じ、利用者及び家族に対して生活介護・環境等に関する相談ができます。

⑦ 健康管理

入所者一人一人の健康状態に十分注意し、健康保持のための適切な処置をとります。又、年間2回の健康診断を行います。

⑧ 特別食の提供

医師の指示のある場合は、その指導のもとに特別食を提供いたします。

⑨ 理美容サービス

施設に月1回、理容師が来園し、サービスを受けることができます。入所者のご希望により、美容院へお連れすることができます（ただし、実費自己負担）

⑩ 行政手続き代行

行政手続きの代行を施設にてお受けいたします。ただし、手続きにかかる経費はその都度お支払いいただきます。

⑪ 日常費用支払い代行

介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払い代金を申し込むことができます。

⑫ 所持品保管

居室のスペースに置くことのできない所持品の保管については、預けることのできる種類等に制限があります。衣類等については、季節ごとの衣替えの時期に確認し、交換をお願いいたします。

⑬ レクリエーション

施設では毎月1回誕生会を実施いたします。誕生月入所者のご家族の方に参加していただきます。四季折々の行事も積極的に行い、社会参加の機会を作っております。尚、状況に応じて参加費をいただくときがあります。

4. 利用料金

(1) 利用料金

※別紙【料金表】に定めるとおりです。

(2) 基本料金の減免措置

(法制度にしたがい実施いたします)

(3) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、銀行振込、窓口支払、口座引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあればご入所いただけます。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続

①利用者のご都合で退所される場合。退所を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

②自動終了。以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が他の介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、原則要介護3以上と認定されなかった場合

※この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

・利用者がお亡くなりになった場合

③その他

・利用者が、利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。

- なお、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。  
 ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

離床・寝食分離・おむつはずしを基本とし、施設サービス計画に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭におき、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。また、利用者の意志・人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
職員への研修の実施	○	年1回実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×○	家族と相談の上、車イス安全ベルトのみ実施

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 面会簿に所定事項を記載して下さい。
- ・ 外出・外泊 必要事項を届け出て下さい。(行き先・帰着時間等)
- ・ 飲酒・喫煙 施設の中では、場所と時間を決められております。詳細については職員にお聞き下さい。
- ・ 設備・器具の利用 当施設の設備・器具については、当施設職員の指示に従ってご利用下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理 金銭・貴重品の管理を施設に依頼することができます。
- ・ 所持品の持ち込み 居室のスペースに置くことのできない所持品の管理については、預けることのできる種類等に制限があります。
- ・ 施設外での受診 職員が付添いますが、状態等によりご家族の方にお問い合わせすることがあります。
- ・ 宗教活動 施設内の他の人に対して、自身の信心している宗教活動や政治活動を強要する等の行為はできません。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるご家族等に速やかに連絡いたします。

\*緊急時連絡先\*

①	氏名		続柄	
	住所		電話番号	

8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 太田町地区の協力により防災組織を作り、防火には全力を尽くしております。
- ・ 防災設備 火災通報装置を設置、伊勢崎消防署に通じる緊急システムを入れ、万全を尽くしております。
- ・ 防災訓練 太田町防災協力員との防災訓練を年2回実施しております。
- ・ 防火責任者 富田 和彦

9. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設相談・苦情担当

担当 施設長または生活相談員 電話 0270-23-2277  
 FAX 0270-23-2092

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口又は第三者で組織しているチェック機関「愛老園サービスチェック委員会」に苦情を伝えることができます。

- ・ 市町村名 伊勢崎市 電話 0270-24-5111
- ・ サービスチェック委員会  
 委員長 関口恵美 住所 前橋市若宮町2-12-20  
 電話 027-235-6893
- ・ 国保連合会の苦情・相談窓口  
 電話 027-290-1323

※受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)

10. 当施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人三友会 設立年月日 昭和59年9月19日  
代表者役職・氏名 理事長 羽鳥 守 本事業所在地 群馬県伊勢崎市太田町686  
電話番号 0270-23-2277

定款の目的に定めた事業  
1. 特別養護老人ホームの設置経営  
2. 老人短期入所事業 3. 老人デイサービス事業  
4. 老人訪問介護事業 5. 老人介護支援センター  
6. 老人居宅介護等事業 7. 配食サービス  
8. 小規模多機能施設事業 9. 看護小規模多機能施設事業  
10. 訪問看護事業

11. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- (1) アンケート調査、意見箱等利用者（家族）の意見等を把握する取組…あり
- (2) 市職員、地域代表者、学識経験者、家族等で構成される委員会において、意見交換を通し、助言を得る取組（2ヶ月に1回）…あり
- (3) 群馬県社会福祉協議会が実施するサービス第三者評価…なし
- (4) その他機関による第三者評価…なし

12. 感染症の予防及びまん延防止

感染症への予防及びまん延防止のため、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、職員への研修・訓練を実施します。

13. 業務継続に向けた取組み

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、職員への研修・訓練を実施します。

14. ハラスメント対策

事業所の適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行います。

15. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等を強化するため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催や指針の整備、職員への研修を実施します。また、虐待防止のための担当者を設置します。

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 伊勢崎市太田町686  
名称 社会福祉法人 三友会  
説明者 生活相談員 富田 和彦  
介護支援専門員 小暮 勝

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け同意し、重要事項説明書を受け取りました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(代理人) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (続柄)